

第48回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成22年1月8日(金)

大阪市役所 P1 会議室

開会 午後2時

○山崎事業企画担当課長代理

ただいまから第48回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は司会進行をさせていただきます、環境局総務部事業企画担当課長代理の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、お手元にお配りしております、資料の確認をさせていただきます。ご確認をお願いいたします。

(配付資料確認)

○山崎課長代理

続きまして、本日の委員会は、昨年、委員の皆様の任期満了に伴う改選を行って以来、初めての開催となります。また、今回6名の委員がご退任されまして、新たに6名の委員にご就任いただきましたので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。席順は、お名前の50音順に着席いただいております。ご紹介も50音順でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、恐れ入りますが、時間の関係もございしますので、私の方からお名前、職名をご紹介させていただきます。

(出席委員紹介)

○山崎課長代理

なお、池田委員、竹内委員、福岡委員におかれましては、本日、欠席されております。また、これまで、審議に積極的にご協力いただいております、村田副会長、大橋委員、小川委員、原田委員、松本委員、山際委員におかれましては、ご退任されましたので、ご報告させていただきます。

引き続き、大阪市側の出席者を紹介させていただきます。

(大阪市側出席者紹介)

○山崎課長代理

それではここで、大阪市を代表いたしまして、環境局長の檜垣からご挨拶を申し上げます。

○檜垣環境局長

それでは、一言、ご挨拶を申し上げます。

廃棄物減量等推進審議会委員の皆様におかれましては、年始早々、お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素から、本市廃棄物行政の推進に、ご支援、ご指導を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、今日、環境問題につきましては、世界的規模で大きくクローズアップされ、市民の関心も日々高まっておるところでございます。

そういった状況の中で、廃棄物行政につきましても、「持続可能な循環型都市の構築と廃棄物の適正処理」という大きな命題に向けまして、市民・事業者等との連携・協働によります取り組みの推進が、ますます重要となっております。

そうしたことから、一昨年、より一層のごみ減量・リサイクルの推進に向けまして、「新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策」等につきまして審議会にお諮りをいたしまして、真摯なご審議を賜り、昨年6月に答申をいただいたところでございます。

本市では、この答申の主旨を踏まえまして、昨年7月に、「ごみ処理量を、平成27年度までに110万トンまで減量する」という新たな目標を設定いたしますとともに、この新たな目標を前提に、「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会」におきまして、今後のごみ焼却工場整備の方向性等についてご論議をいただき、昨年11月には、同委員会から報告書をいただいたところでございます。

本日は、昨年いただきました審議会答申の内容を踏まえ取りまとめをいたしました「一般廃棄物処理基本計画の素案」を、ご報告をさせていただきたいと存じます。

今後、この素案につきましては、現在実施中のパブリックコメントにおけるご意見等を踏まえまして、本市のごみ処理にかかる「基本計画」といたしまして取りまとめてまいる予定でございます。

委員の皆様におかれましては、本市廃棄物行政の推進のために、今後もお世話になることと存じますが、引き続き、熱心なご審議をお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山崎課長代理

それでは、議事に移らせていただきます。

本日の出席状況につきましては、委員数 16 名のところ、現在、13 名のご出席をいただいております。お手元の資料、「大阪市廃棄物減量等推進審議会 規則」第 5 条第 2 項に規定いたします、半数以上の出席がございますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

先ほど申し上げましたように、本日の審議会は、委員改選後、初めての審議となりますので、会長、副会長の選出をいただきたいと思います。

会長、副会長の選出方法につきましては、「審議会規則」第 2 条におきまして、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」とされております。

まず、会長をご選出いただきたいと思います。会長のご推薦等がございましたら、委員の皆様、発言をお願いいたします。

○花嶋委員

前回の任期に引き続きまして、藤田委員にお願いできないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○山崎課長代理

藤田委員をご推薦の声がございます。藤田委員、いかがでしょうか。

○藤田委員

皆さんが異議なしということでしたら、引き続きになりますけれども、また今

回も会長として議事進行に努めたいと思います。これは、当然ながら、各委員の方々の活発なご意見があつてはじめて成立する審議会でございますので、どうかよろしくご協力願いたいと思います。

○山崎課長代理

ありがとうございます。それでは、引き続き藤田委員に会長をお願いしたいと存じます。藤田会長、前の会長席へお移りいただき、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○藤田会長

では座ったままで、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

昨年、先ほど檜垣局長のほうからもご挨拶がありましたように、「答申」としてまとめました。110万トンというものすごく大きな目標だと思います。しかし、大阪市の皆様方の懸命な努力と、それから特に委員の方々にもご出席いただいております、事業系あるいは家庭系のごみ減量にかかわるいろんな動きの方々の努力で、多分、着実に目標に向かって進んでいくのではないかとこのように思います。特に、個人的に心配するところと言えば、着実に減っているのが、景気が悪いから減っているのか、本当に減っているのか、というのは、今後やはり景気がよくなったときには、見極めていかなければならないと思いますけれども、やはり一番大事なのは、景気がよくなっても、その努力の手綱を緩めることなく、110万トンに向かっていくということではないかと思います。先ほど来の焼却場の再配置の問題についても、私の聞き及んでいるところでは、大英断で、1つは閉めると言うか、極端に言えば、ピークの焼却炉からどんどん数が減っているということですので、なかなかそれを元に戻すということも難しいだろうというふうに思いますので、本当に特段の皆様方の努力で、維持をしていくということになるんだと思います。そういう点では、このごみ減量等の審議会というのは、非常に大事な役割を担っていると思います。ぜひ、活発なご意見をお願いしたいというふうに思います。簡単ですけれども、挨拶にさせていただきます。

○山崎課長代理

ありがとうございました。それでは、以降の議事につきましては、藤田会長にお願いいたします。藤田会長、よろしくお願いいたします。

○藤田会長

はい。それでは、議事次第の1の、会長というのがありますが、その次に副会長の選出ということになっております。副会長の選出ということで、委員の皆様方にご推薦をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○小畑委員

武田先生が、非常に廃棄物等の問題では経験豊富ですので、お願いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤田会長

武田委員の副会長就任のご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○藤田会長

よろしいですか。それでは、異議なしという声ですので、武田先生、いかがですか。

○武田委員

はい。そういうことでしたら、引き受けさせていただきます。

○藤田会長

はい。それでは副会長にお願いしたいと思います。では、席の移動ということですので、よろしく願いいたします。

○藤田会長

武田先生、一言ご挨拶をお願いいたします。

○武田副会長

この審議会では1年生でございますので、甚だあれですが、藤田会長の補佐として一生懸命やらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。いろんな答申が既にできているということでございますけども、予算を踏まえてどういうふうそれが実施されるかということが非常に大事だと思っておりますので、そういう点でもひとつ、皆様のご協力よろしく願いしたいと思います。

○藤田会長

ありがとうございます。それでは、本題に入っていきたいと思います。本日

の審議会の運営につきまして、まず傍聴の方々に一言お願いを申し上げたいと思います。

本審議会の公開・非公開につきまして、平成7年8月9日に開催されました廃棄物減量等推進審議会におきまして、まず1番目、「個人に関する情報など公開できない事項を取り扱う場合」、それから2番目ですが、「公開することにより審議会の公正かつ円滑な審議が妨げられ、あるいは又、妨げられる恐れがある場合」、これ以外は、全て公開することを決定いたしております。会議内容等につきましては、後日、大阪市ホームページにも掲載されます。また、原則として、会長の許可なく撮影はできません。私語・雑談は議事進行の妨げになるので謹んでいただき、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにしてください。なお、指示に従わない場合は、退室していただく場合がありますので、円滑な審議の運営にご協力をお願いしたいと思います。

本日、報道機関等、撮影を求めているところはございますでしょうか。

○山崎課長代理

株式会社日報アイビー様が撮影を求められております。許可判断をお願いいたします。

○藤田会長

日報さんに撮影を許可いたしますので、ただ撮影に関しましては、審議の妨げにならないようにご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤田会長

それでは議題の2番目ですが、「傍聴要領の策定」につきまして、審議をしていただきたいと思います。これにつきまして、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○山崎課長代理

はい。そうしましたら、本日の資料、「大阪市廃棄物減量等推進審議会 傍聴要領（案）」をご参照ください。

資料の裏面に記載しておりますが、本市の「審議会等の設置及び運営に関する指針 第7 審議会の公開 2 公開の方法（3）」におきまして、「審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。」こととされております。これまで、本審議会におきましては、

会議の冒頭に口頭でお伝えしておりましたが、その内容を成文化し、「傍聴要領(案)」を作成いたしましたので、委員の皆様にご確認いただき、次回から適用してまいりたいと考えております。

○藤田会長

はい。ありがとうございます。この件は、資料にもございますように、従来口頭で申し上げていましたのを、遵守事項という形でまとめたということでございますが、何かご質問等、ございますでしょうか。

○藤田会長

よろしいですか。これにつきましては、従来から行っているのをただ文にまとめたということでございますので、もし、委員の皆様方からの特段のご異議、あるいはご意見等なければ、一応これは、皆さんに認めていただいたということにして、この「(案)」をとって、次回以降、適用していきたいというふうに思います。よろしいですか。

○藤田会長

続きまして、本日は報告事項がございます。5番目ですけれども、まず平成20年度云々ということで、ポチが4つございますけれども、これらをまとめまして、事務局のほうでご説明願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○深津事業企画担当課長

それでは、あらためまして、私、環境局事業企画担当課長の深津でございます。私の方からご説明させていただきたいと思います。失礼して座らせていただきます。

本日の審議会につきましては、前回の審議会開催から、だいぶ日も空いております。また、先ほどもございましたように、新しくご就任いただいた委員の方々もいらっしゃいますので、簡単に、本市のごみの状況、それから、昨年6月にいただきました審議会の答申等々につきまして、ご説明、ご報告をさせていただきます。その後、今、策定中でございます、「大阪市一般廃棄物処理基本計画(素案)」等につきましてご説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、1番目の資料としまして、皆さん、お手元に配っておりますパンフレット、「なにわ」ともあれ ごみ減量は「上方(かみがた)」から平成

20 年度版」ということで、進捗状況を書いたものでございます。これをご覧いただきたいと思います。

まず、1 ページ、めくっていただきますと、この進捗状況につきましては、現在の処理基本計画ということでございます。ですから、後ほどご説明いたしませうけれども、平成 18 年に策定した計画が、今現在は生きておまして、その計画に基づいて、事業がどれだけ進捗したかということをご報告する冊子ということになってございます。それと、1 ページ見開きのところ見ていただいて、目次の下のところ、ちょっと囲っておりますけれども、ここに書いておりますとおり、このリーフレットにありますとおり、現行の基本計画の目標につきましては、「ごみ処理量 147 万トン」というのがございまして、これを現時点で前倒しで達成することになったといったことがございまして、先ほどもちょっとございましたけれども、私ども大阪市では、「平成 27 年度までにごみ処理量を 110 万トンまで減量する」ということを、新たな目標として設定したところでございます。それで、この新たな目標の達成に向けました基本計画につきましては、今現在、策定中ということで、後ほど素案という形でご説明するというところでございますので、今、ご説明しますのは、現在の基本計画に基づいた進捗状況ということでご理解いただきたいと思います。

それでは、1 ページを見ていただきまして、まず、現行の基本計画の概要でございまして、計画期間につきましては、18 年度から 22 年度まで 5 年計画ということで定めさせていただいております。ごみの最終的な焼却処理量でございますが、この目標は、先ほども申し上げましたように、「22 年度計画目標 147 万トン」と真ん中あたりに書いてございますけれども、この 147 万トンが現在の計画の目標でございます。これは、この上に 3 つ青い箱が並んでおりますが、一番右端の青い箱、これは平成 16 年度の実績を基準年といたしまして、平成 16 年度の実績が 160.7 万トンということでございますので、ここから 14 万トン減量して、概ね 8 % 程度減量して、147 万トンという目標を定めたところでございます。この、147 万トンに向けまして、下の方、下りていただきますと、まず左手の方、「家庭系ごみのごみ処理量」ということで、家庭系ごみにつきましては、平成 16 年から比較しまして 4 万トンの減量ということを目指しておまして、これは市民一人 1 日あたりに直しますと 570 g が目標ということで、量にいたし

ますと 43g の減量ということで当時は目標を定めておったということでございます。

それから、一方、事業系のごみにつきましては、右手の方、16 年度に比べまして 9.5 万トンの減量ということでございます。事業系につきましては、それぞれ業種、業態、さまざまな数でございますので、なかなか一律に整理するのが難しいということがございまして、当時、それぞれの事業所で約 10%、頭での数字でございますけども、10%の減量ということを目指して、9.5 万トン減らしましょうということで定めたのが 147 万トンという数字であったということでございます。

それから、一方、その下を見ていただきますと、「減量化量」、これは、「3R 推進量」ということで大阪市では呼ばせていただいておりますけども、3R ということで、発生抑制、それから再使用、再生利用、この 3 つを合わせてごみ減量をどれだけ図っていくかということでまとめております。これが、13.7 万トン減量して焼却量を減らそうということでございます。現行の基本計画に書いておりました減量化施策の主なものが下のほうに書いてございまして、まず、発生抑制の中身としましては、メインとして考えておりましたのは、粗大ごみの申告制と有料化ということを、このときに計画しておりました。それから、許可業者の方々が焼却工場に搬入する際の手数料の改定といったことも、この基本計画の中でうたっております。それから、再使用、リユースにつきましては、マタニティウェアなどの展示提供などといったことを考えてございます。それから、右の方にいっていただいて、再生利用、リサイクルにつきましては、まずやはり、今現在もやっておるのですが、資源集団回収の活性化といったことを図らなければいけない、それから、オフィスビル等におけるリサイクルということで、特に大規模店舗などですね、特定建築物と言われるものについてのリサイクルを進めていかなければいけない。それから、資源・容プラといった分別収集の促進、それから、拠点回収も拡充していこうといったことが現行の計画の中に盛り込まれておった内容でございます。

こういったことで、減量化量を増やして焼却量を減らしていく、最終的に一番下のところでございますけども、焼却灰という形で出てまいるわけですが、これについても 4.3 万トン減らしまして、結果としてでございますけども下に※印で

書いておりますように、平成9年度の実績が56万トンという数字がございますが、ここから概ね半減するといった形で最終処分量もできるだけ減らしていこうということで定めておったのがこれまでの計画ということでございます。

次に、2ページご覧いただきまして、「ごみの状況」といったことで書いてございます。まず、これは「ごみの総量の推移」ということで、こちら私どもが収集輸送、収集いたしますベースということで、不燃物の収集も含んだごみの総量ベースのグラフを書いてございます。

一番右端に平成20年度の数字が出ておりますが、平成20年度に排出されましたごみの総量は139万トンといったことで、ごみ総量のピークが一番左端の平成3年度の218万トンでございましたので、79万トン、大体36%、この間に落ちておるといったことでございます。

それから、その下のほうのグラフは、こちらは「ごみ処理量」ということで、現在は大阪市は焼却が中心でございますけども、ごみ処理量の推移といったことで、これはなぜこういったことを見るかといいますと、私ども今特に議論しておりますのは、焼却工場を将来どのように整備していこうかといったことの中で、どれだけの焼却工場のキャパシティといいますか、能力を持てばいいのかといったことを的確に判断するにあたっては、やはりこの焼却量がいくらになるのかといったことが非常にポイントになりますので、この焼却量に注目して我々数字を追いかけております。そのグラフが下のほうでございますけども、長引く景気の低迷もございますけども、やはりこの間いろいろなごみ減量施策を進めてまいりまして、ピークでございました平成3年度217万トンから、概ね減量傾向といったことでございます。ちなみに平成6年、平成7年でちょっと増えておりますけど、これは阪神淡路大震災の関係のがれき等の処理が入ってございましたので、若干増えたこともございますけども、概ね平成3年から順次、減量傾向が続いておるといったことでございまして、最終的には平成20年度135万トンということで、先ほど申し上げました22年度の現行計画の目標の147万トンをこの時点でクリアしたということでございます。

大阪市のごみ等の状況としましては、こういった形に今現在減量傾向で、引き続きごみの減量は進んでおると、特に焼却量ベースでの減量が進んでおるといったことでご理解いただいたらというふうに思います。

次の3ページでございますけども、「ごみ処理の流れ」ということで書いてございます。まず一番上にごみの総量ということで、138.9万トンございまして、それは左のほう、①、②、③ということで書いてございますけども、それぞれ家庭系ごみが50.6万トン、事業系ごみが86.6万トン、環境系ごみ、これ環境系ごみと申しますのは、道路清掃等によって出てきますごみということでございますが、これが1.7万トンといった状況でございます。

こういったものから、資源回収等々いたしまして最終的に焼却処理をしたのがオレンジで書いてございます134.6万トン、まあ、135万トンといったことと、それとそこから出てきた焼却灰が27万トンといった形で、それぞれこういった形でごみが、家庭、事業、それから環境系のごみが出てきて、それぞれ資源回収等した後、焼却して焼却灰になっていくと、こういった処理の流れを図示したものでございます。

ただ、このごみの処理の流れの中でも、この表の一番左端の下のところに書いてございますように、これ以外にも、例えば、資源集団回収といったものが別途ございますし、それから事業系のごみにつきましては、大規模建築物の資源化といったことで、それぞれの事業者さんのほうで、資源化、リサイクルに取り組んでおられる分が18.5万トンあるといったようなことで、ここに見えておらない部分についても、かなりのリサイクルの量が現実の問題としてあるということでご理解いただいたらというふうに思います。

それから次に4ページをめくっていただきまして、「現在の基本計画の基本方針と進捗状況」ということでございます。現在は4つの基本方針をもとに、それぞれ施策を展開してございます。まず、青で囲っておりますが、基本方針の1といたしまして「3R推進の原則」といったことでございます。それぞれ3Rといったことで取り組みを進めておるんですが、その中で特に私ども大阪市としましては、2R、発生抑制、再使用のほうに優先課題といったことで重点を置きつつ、施策を進めていくといったことでやってきております。その関係でまず、家庭系ごみはその結果どうなったかということでございますけども、家庭系ごみのごみ焼却量の推移につきましては、平成16年度から20年度、結局46.8万トンということでございますので、計画目標の55万トンをクリアしたということでございます。ちなみに、上のほうに、483なり、570なり書いてございますけども、

これは市民一人一日あたりの量といったことをごさいます、こちらのほうも順調に減ってまいりまして、目標をクリアしておるといったことをごさいます。

それからその下、家庭系についてのリサイクル量、再生利用量の推移でございますけれども、こちらのほうは、ごみは確実に減ってきておるのですが、やはりリサイクル量はここ3年ほど横ばいで推移してきているということで、ごみ量が減った割になかなかリサイクルする、例えば資源ごみですとか、容器包装プラスチックといったものについては、今のところ顕著な増量の傾向は見られないということで、横ばいで推移しているといったことをごさいます。

それから5ページに移っていただきまして、次に事業系ごみでございます。事業系ごみのごみ処理量は、一方どうなっているのかといったことをごさいます、事業系のごみにつきましては、今現在、私ども適正区分・適正処理に向けた取り組みといったことで、普及啓発を中心に作業を進めてきております。その結果です、右のほう、グラフを見ていただきますと、平成20年度で、86.1万トンということで、こちらのほうにつきましても、平成22年度の計画目標をクリアするといった状況になりました。このクリアにあたってですね、特に20年度、力を入れた中身と申しますのが、左のほうの紫の枠で囲っておりますが、「事業系ごみの分け方・出し方」といったパンフレットを作りまして、これは私ども初めてなんです、市内の全事業所に匹敵します20万事業所全部にですね、このパンフレットを配布いたしまして、普及啓発に努めたといったことをごさいます。こういったことの効果等々ございまして、景気の悪化、この期間いろいろあるというふうには思われますけれども、こういった施策の効果もございまして、20年度事業系のごみについても目標をクリアしたということをごさいます。

それから、事業系の再生利用、リサイクルの取り組みでございますけれども、事業系のリサイクルにつきましては、先ほど申し上げました大規模建築物、特定建築物のリサイクル量の推移ということで、別途、我々データを把握してございませぬ。これにつきましては、下のグラフを見ていただきますと、平成5年から一定の規模を持ちます事業所に対しまして、個別の減量指導といったことに入ってございまして、そこから平成20年度までにリサイクル量にしまして6.8万トンが18.5万トン、リサイクル率も倍増の42.5%といった形で、確実に事業者さん自らやっておられるリサイクルが進んでおって、その分、ごみ減量に寄与しておら

れるといったことをごさいます。

こういったことをされますと、一番下を書いてごさいますように、私ども局長表彰なり、市長表彰、それから「ごみ減量優良標」を贈呈といった形で、それぞれ顕彰いたしまして、皆様の努力を引き続きお願いしておるところでごさいます。

次に6ページ、ご覧いただきまして、基本方針の2といたしまして、「連携と協働の原則」といったことをごさいます。

一番上の「タウンミーティング等の実施状況」ということで、これは市民、特に学校教育の場等々を通じまして、いろんな形で市民と会話をしていきながら、ごみ減量に対する意識を高めていただくといったことで、いろんな形での意見交換なり、会話をさせていただいておるといったことのデータを掲げさせていただいております。

それから、その下の2番、「資源集団回収の回収量と登録件数の推移」ということで、資源集団回収につきましては、平成11年度あたりから本格的に本市としても助成制度等取り組んでおるわけですが、現在はこの、36,000トン、これ紙ごみを中心でごさいますけども、36,000トン、登録団体数にいたしまして2,106件の登録団体の方々にいろんな形でご協力いただいていると、回収量、登録件数ともに確実に増加してきておるといったことをごさいます。特に、資源集団回収につきましては、後ほどもご説明いたしますけども、「奨励金の段階的な引き上げ」といったことも21年度からやっております、更なる集団回収団体数の増と、それから回収量の増加を目指して取り組みをしておるといったところでごさいます。

次に7ページ、見ていただきまして、「効率化の原則」ということを基本方針の3で掲げてごさいます。これは、いろんな見方があると思うんですが、私どもごみ処理経費トータルをですね、市民一人あたりどれくらいコストがかかっているのか、といったことで表現させていただいております。上のほうのグラフを見ていただきますと、上のオレンジの部分処理処分にかかる経費、それから下のグリーン部分が収集輸送にかかる経費ということで、平成16年度を見ていただきますと、それぞれ9,400円、10,300円といった形でトータル19,700円、市民一人あたりコストがかかっておったということをごさいます。この後ですね、皆

さんご存知の方も多いかと思いますけども、市政改革といったことでいろんな形での改革が進んでおりまして、平成 20 年度、トータルで 14,600 円、処理処分
のほうで 7,900 円、収集輸送のほうで 6,700 円ということで、トータル 26%、
5,100 円のコスト削減が図られておるといったところでございます。

こういった形で我々コストについてもできるだけ下げていくといったことで、
引き続き努めておるといったところでございます。

それから、その下の基本方針の 4、「適正処理の原則」といったことで、最終
処分量につきましても減らしてきておりまして、平成 20 年度でこの点につきま
しても 27 万トンといった形で目標をクリアしたといったところでございます。

その下は、参考までにでございますけども、「環境負荷の低減」ということで、
温室効果ガスですね、排出量についてこれぐらい減りました、まあこれは理論的
な数字、計算上出てくるものでございますので、そういったもので見ていただい
たらいいと思うんですが、CO2 につきましても確実に減らしておるといったこ
と、それから、その右のコラムの部分につきましては、特に私どもごみの焼却と
その焼却余熱の利用といったことに力を入れておりまして、特に発電に非常に力
を入れておるということで、この文章の第 2 段落を見ていただきますと、「平成
20 年度の発電量は約 5 億 4 千万 kWh」ということでございまして、「これは約
15 万件の家庭が 1 年間に使用する電力量に匹敵」するということでございます
ので、大阪市は概ね 120 万世帯というふうに言われておりますけども、概ね 1
割以上が 1 年間電力をまかなえるくらいの発電量が毎年あるといったことでご理
解いただいたかなあというふうに思います。

そういったことで、大体、大阪市のやっておりますごみ減量施策等々の成果と
いうことで挙げておりますが、次の 8 ページ、見ていただきますと、それでもな
お一層ですね、ごみ減量、リサイクルの促進を進めなければならないというこ
とで、皆さんに引き続きご協力をいただきたいといったことで、いろいろご協力い
ただく点はございますけども、特徴的な部分について、この 8 ページの記事で書
かせていただいております。

まず、下の円グラフを見ていただきますと、家庭系ごみのうちですね、プラス
チック類が約 7 万トン、14%程度やはりまだ含まれておると。「その他のごみ」
ということで 86%なんですけども、ここは、例えば紙ごみですとか、それから台所

から出ます厨芥類ですとか、金属・ガラス類といったものがほとんどでございます。そういったものが 86%、まだございますけども、特にプラスチックだけ取り出して見てみますと、約7万トン、14%入っておると。そのうち上に見ていただきますと、おおむね、このうち容器包装プラスチックが 4.7 万トンあって、収集しているのが 2.3 万トン、差し引き 2.4 万トンがまだごみとして出されておるといったことでございますので、これについてもできるだけ、容器包装プラスチックの収集日に分別して出していただきたいといったことが書いてございます。

それから、上のほうは特によく注目を浴びております、レジ袋についてでございますけども、レジ袋につきましては、私どもの組成分析ではだいたい 2%、8,400 トン程度、家庭系ごみの中に含まれておるといったふうに推計しておりまして、できるだけレジ袋についても断って、マイバッグ等々で減らしていきましようといったことでリユースが可能ですよ、といったことを書いてございます。

そういったことをそれぞれお願いいたしまして、最後 9 ページでございますけども、9 ページに特に書いてございますのは、先ほども申し上げましたように、全計画の目標は一応前倒しで達成いたしました。そういったこともございまして、6 月、こちらの審議会からいただいた答申等を踏まえまして、7 月に、「平成 27 年度までにごみ処理量を 110 万トンまで減量する」という新たな目標を定めたということ、あらためて書いてございます。

それともう一方で私ども、21 年 3 月に、市長の肝入りで『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン』といったことを今、取り組んでございます。これは、大阪市の 3 つの重点施策というのがございまして、1 つが防犯、それからもう 1 つが駐輪対策、それと最後の 1 つがごみ減量といったことで、市長が元気な大阪を目指して重点的に取り組む施策の 1 つとして、ごみ減量が今取り上げられておるといったことで、さまざまな施策を重点的に展開させていただいているというのが、この政策推進ビジョンの中身でございます。

中身としましては、それぞれ、例えばごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけといったこと、この中には最初の上の四角の中にごございますけども、市民フォーラムといったものの開催、それから事業系リサイクルコンテストといったものの開催などがございますし、それから、最近レジ袋の削減協定といったもの、遅ればせでございますけども、大阪市も市長・市民団体・事業者の方、3 者での

レジ袋削減協定の締結といったことを実際にもう進めさせていただいておるところでございます。

それから、資源集団回収活動の活性化ということにつきましては、1つは回収業者の方々が直接家庭の軒下から回収していくといった、個別の各戸回収方式といった新たな資源集団回収方法についても取り組んでおりますし、それから、団体への奨励金につきましても、回収量に応じて段階的に引き上げるといったことをしております。現行は、括弧書きしておりますように回収量にかかわらず、kgあたり1.5円といったことでやっておりましたが、それぞれ回収量に応じまして最大30トンを超えますとkgあたり3円の奨励金を出しておるといったことで、資源集団回収活動についても活性化を図っておるといったところでございます。

それから、その下の紙パック・乾電池といったことで、拠点回収の場所を拡大する、それからリサイクルマップなどを作成いたしまして、情報提供に努めておるといったところでございます。特に、乾電池等々の拠点回収につきましては、今まで民間に行くことはなかったのですが、大阪市が初めてスーパーマーケットなどの民間施設にもそういったボックスを置かせていただいて、回収の窓口を拡げておるといったところでございます。

それから、最後の四角になりますと、これは事業系のごみの関係でございますけれども、大阪市のごみの約6割は事業系のごみでございますので、その適正区分・適正処理の推進といったことで、焼却工場の搬入の前に、展開検査を強化いたしまして実施するといったことで、特に、産業廃棄物などの搬入不適物が発見されれば、その場で持ち帰るなり、適正ルートへの誘導を行うといったこと、それから、そういったごみを出された排出事業者の方々を調べまして、個別にお伺いしまして、「こういったものは産業廃棄物ですので出さないでいただきたい」といった個別の指導・啓発等も現在やっておるといったことで、今申し上げました4つの、このくくっている施策については『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン』の重点施策として、今現在取り組んでおるといったことでご理解いただいたら、というふうに思います。

大阪市の今、ごみの減量状況、それから現在やっておる施策の中身といったものは、今申し上げたようなことでございますので、この20年度版の進捗状況を、また何かの機会があればご覧いただきたいと思います。

それから引き続きまして、ちょっと時間の関係もございますので引き続きましてやらせていただきますが、次は本審議会の関係でございます、まず、6月にいただきました答申の概要につきまして、ご説明させていただきます。1枚もので裏表、お配りしております「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策について（諮問）」と、それから「新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策について（緊急諮問）《答申の概要》」といった資料をご覧いただきたいと思っております。

これにつきましては、一昨年、後ほどこれもご説明いたしますけれども、色々な経過がございます、まず7月に、上の「経済的手法を活用した」といった形で諮問をさせていただいたんですが、その後、追加で11月には「緊急諮問」といった形で、もう一度ごみ減量全体について諮問させていただいたという、ちょっとイレギュラーな年でございます、これは内容的には重複するということでございましたので、1本の答申を6月にいただいたということでございます。それで、しかもこの答申につきましては、21年度に取り組むべき施策を中間答申といった形で1月にいただいております、そして、6月に最終答申といった形でいただいたのがこの姿といったことをご理解いただいたらと思います。

この答申の内容でございますけれども、まず大きく2つございまして、「中・長期的な視点に立ったごみ減量・リサイクル施策」といったこと、その中で、まず実際に、「中・長期的に実施・検討すべき施策と今後の研究課題」といったものがございます。これは、大阪市の場合、ここの文書に書いておりますように、まだ多くの資源化可能な紙類などが焼却工場に搬入されているという現状認識がございます。家庭系については、いろんな形で資源化が促進されておるんですが、特に事業系について、その中で中小企業の事業者の方々が排出されますごみの中での資源化可能なものの分別が、必ずしも十分に行われていないのではないかといった問題意識がございます、そういったものを促進するには、具体的にはこういった施策を展開すべきであるといった形で答申をいただいた部分でございます。それが、①に書いてございます、中・長期的に実施・検討すべき施策（資源化ルートへの誘導）といったこと書いてございます分でございます。

1つ目は、「リサイクル情報の収集・提供機能の充実」といったこと、それから、「中小規模の事業者の方々に対して何かモデル的事業を検討して、古紙等の

回収を進められないかといったことの検討」、それから、「業界団体等に対するごみ減量の働きかけ」といったことで、中小規模の事業者と言いましても、業種が千差万別でございますので、それぞれ業界別にどういったごみが多いのかといったことの実態把握、それと、それに対する具体的な、効果的な施策について具体的に定めなさい、具体的に検討しなさいといったことが書いてございます。それから4つ目の丸が、「資源化可能物の焼却工場への搬入禁止」ということで、これにつきましては、特にこれは紙ごみを中心に念頭においているわけでございますけれども、この紙ごみを中心とした資源化可能物について、焼却工場への搬入を禁止するといった形でのリサイクル推進策がとれないかといったことについても検討しなさいといったことでご提言をいただいております。それから、最後の丸については、「許可業者が収集されておられますアパート・マンションの取扱い」についても分別排出を進めることができないかといったことで、この5つの点について、主にこの5つの点について具体的な施策の検討を提言いただいております。

それから、「今後の研究課題」ということで、②のところをいただいております、ポイントになりますのは、やはり、「ごみのバイオマス利用」ということで、現在、全国的にバイオマス利用がかなりのスピードで広がってきておりますので、大阪市の場合、非常に市街化されておまして、バイオマス利用が非常に難しい点がいろいろございますが、こういったことについても、現在の技術水準等々よく見極めたうえで、何かできないものかといったことで、研究を進めなさいといったことでご提言をいただいております。

それから1つ丸を飛ばしまして、「プラスチック全般のリサイクル」についても研究するべきではないかといったことで、今現在、容器包装プラスチックにつきましては、法律に基づいて分別収集させていただいて、リサイクルさせていただいておりますけれども、プラスチック製品そのものについては今現在法的規制がない中で、単純に申し上げますと、焼却されておるといった状況が続いております。このプラスチックについては、石油由来のものということで、これを燃やすことによってCO₂の排出がされるといったことがございますので、このへんのプラスチック製品そのものについても、何か効率的にリサイクルする手法がないのかといったことについても研究をするべきだといったことで課題をいただいております。

おります。

それから、最後もう1つ飛ばしまして、「焼却工場建替え時における熱回収の促進」といったことで、焼却工場は、特に、どうしても最終的に燃やさなければならぬごみの量といったものが出てまいりますので、その際も、最後の砦としましてサーマルリサイクルといったことで熱回収の効率を上げてまして、できるだけ電力なり、蒸気なりといった形でエネルギー回収をすべきだといったことで、これについても引き続き検討すべきだということでのご提言をいただいております。

これが1つ目の柱でございまして、2つ目のこの答申の大きな柱が、「ごみ処理手数料のあり方」といったことでございます。ごみ処理手数料につきましては、書いてございますように、事業系のごみは家庭系のごみと比べて、減量は確かに減ってきておるんですけども、事業系のごみはやはり市内で6割を占めておりますので、まだまだ減量の余地があるのではないかといったことで議論をされております。いろんな環境省等々のデータを見ましても、家庭系のごみは他都市、政令指定都市と比較してもそれほどごみとして多い水準ではないのですが、事業系のごみについてはどうしても事業所数も多いといったこともございまして、排出量が多いといったことがございますので、このへんについて何か手立てが必要だといったことの中で、ごみ処理手数料の検討といったことが挙がっております。

裏のページを見ていただきますと、ごみ処理手数料につきましては、平成4年度以降、改定されておらないといったこと、それから他都市と比べても安価な状況にあるといったことがございまして、手数料について、一定の提言をいただいております。

そのポイントは4つほどございまして、1つは「ごみ処理手数料の設定」ということにつきましては、やはりごみ処理原価を基本として、減量効果も見極めながら総合的に判断した形でごみ処理手数料を設定しなさいといったこと、それから、「事業系ごみにかかる有料指定袋制度の検討」といったことで、処分、焼却、処理、それから埋め立ての料金を含んだ有料指定袋の導入について検討しなさいといったことで提言をいただいております。このへんについては、また後ほど詳しくご説明させていただきます。

それから「手数料の基準」につきましては、ごみ量換算値の変更ということで書

いてございますけども、これは事務的な部分もございますが、現在は大阪市 45 リットル袋1袋に対しまして大体 15kg という換算、比重に直しますと 3分の1 換算といった形でやってきておったんですが、他都市との状況、それからごみの実態等を反映しまして、45 リットル袋1袋で大体 9kg 相当、平均比重にしますと 0.2 といった形での比重を見直すべきといったことの提言をいただいております。

それから 4 つ目の丸としまして、「事業系ごみにかかる 10kg 未満無料規定の見直し」ということで、事業系のごみにつきましては、全てをやはり有料収集とすべきということ、排出事業者責任といった形で有料収集があるべきやといったことございまして、大阪市の場合、平均排出日量 10kg 未満の事業系のごみについては無料収集といった形で、家庭系と同様の形で収集させていただいておったんですが、このへんについても見直しをすべきではないかといったことでのご提言をいただいたところでございます。

それからそういった内容の提言に加えまして、推進審議会としての付言といえますか、最後に一言ということですが、あくまでも、1 つ目の丸は、手数料のあり方の検討といったものは、やはり、ごみ減量・リサイクルの促進を主たる目的としたものであるもので、そういったことを忘れないでいただきたいといったこと、それから、ごみ処理手数料の改定は、ごみ減量の方策として有効な方策ではございますけども、他の施策と一緒にあいまってやられることによって効果が得られるので、大阪市としては、その手数料を改定する際にも、一方では適正処理を進めるための環境整備、例えばリサイクルルートの確保といったことについても、十分に配慮する必要があると、そういったことによってごみ減量の効果が生まれるといったことが言われております。それから、3 つ目の丸につきましては、事業系のごみにかかります有料指定袋制度の導入、先ほど申し上げました 10kg 未満無料規定の見直しといったことになると、今までずっと従来やってきておりました手数料の徴収の仕組みが大きく変更されるといったことがございますので、その制度変更をもし実施する際にあたりましては、大阪市は、市民・事業者に対してこれまで以上にきめ細かく丁寧に周知・啓発に努めなさいといったことで、厳しい一言を最後にいただいております。

こういった中身でございまして、最終的に2番のところ、「ごみ減量目標値」ということで審議会からいただきましたのは、目標といたしまして、「事業系ごみを他の政令指定都市並みのごみ量まで減量」といったこと、事業系ごみがやはり多いといったことでこれを政令指定都市並みに減らささいといったことが言われております。その結果、「ごみ処理量」については審議会の提言としましては、「120万トン以下」を目指ささいといったこととございまして、それから、「達成時期」ということで、中・長期的といったこととございまして、「10年」ということが念頭にあるわけですが、「10年」といったことについても、他都市の減量動向等を見ますと、そんな悠長なことは言っておられない、といったことでこの期間についても「できるだけ前倒し」をしなさいといったことで、この3つの点について審議会から答申をいただいたということとございまして。

これが、6月にいただきました、審議会からの答申の概要とございまして。

ここで、ちょっとですね、ここに至るまでの入り組んだ経過、特に初めての方がいらっしゃいますので、入り組んだ経過がございまして、そこを簡単にご説明させていただきたいと思ひまして、答申のほうの本体の冊子をめくっていただきまして、まず2ページをご覧くださいと思ひます。

2ページにつきましては「緊急諮問の背景」といったことと書いてございまして。これは、当時と申しますか今現在もそうなんですが、大阪市の財政が危機的状況にあるといったことについて踏まえまして、廃棄物処理事業についてもこれまで以上にコストの削減・効率化が求められていたという状況とございまして。その中で特に問題となりましたのが、将来に向かってあるべき焼却工場の整備・配置計画についてしっかり議論しなければならない。今のままの工場の数でいいのか、配置はこれでいいのかといったことについて、しっかり客観的な議論をすべきであるといったことの要請がございまして、平成20年4月ですけれども、「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会」、「検討委員会」と言っておりますけど、こういったものを20年4月に立ち上げました。ただ、これは私ども環境局の方の委員会ではなくて、大阪市のほうで申しますと、計画調整局のほうでこういった検討委員会をもっていただいたという形になっております。従いまして、書いておりますように、「環境・廃棄物行政」といった観点だけではなくて、例えば「地方財政」、それから「交通計画」「都市計画」といった幅広い観点の専門家の方々に

おいでいただきまして、「工場についてどうあるべき」といったことで議論がされたと、これが20年4月に始まったわけでございます。

その議論が進む中でございますが、平成20年8月7日でございますけれども、やはりこの工場の議論をする前に、「大阪市のごみ問題がどうあるべきかといったことを、もう一度市民との間で議論を戦わせて、もう一度よく考えなさい」という趣旨の市長の話がございまして、議論が起こってございました「森之宮工場建替計画の凍結表明」といった形で突然市長のほうからされたといったことがございます。この8月7日の凍結表明を受けまして、20年9月17日ですけれども、この「検討委員会」は一旦中断しております。最終的には21年の8月に再開されておりますので、おおむね10ヶ月あまり、結局中断するといったことになったのですが、この中断した間に、ごみ問題についていろいろ議論をして、そして、一定の新たな目標量、それから大阪市のごみの将来像についてまとめていただきたいといったことで依頼がございまして、そういった形で私ども、先ほど申し上げた「緊急諮問」につながっていくという形でございます。

次のページ、見ていただきますと、3ページで、そういったことを踏まえて、「審議の経過」でございます。まず、先ほども申し上げましたように、答申、諮問は2本ございまして、その1本の諮問のほうは、7月18日の「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」といったことで、「手数料あり方検討部会」を設けて、それで、手数料も別途検討して、議論を行っておったところでございます。そういった形の中で、先ほど申し上げました「森之宮工場凍結発言」、それから検討委員会の中断といったことがございまして、新たにごみについても一度議論をして、新たなごみ減量目標値を定める必要があるといったことで、中段に書いておりますように、平成20年11月7日にもう一度、緊急答申といった形で、「新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策」について、ご審議をいただきたいといったことで、緊急諮問をさせていただいたといったことでございます。

この緊急諮問につきましては、先ほども申し上げましたように、ごみ減量目標値を定めるといったことと、もう1点、当面21年度、何かごみ減量施策としてすることはないのかといったこともございまして、21年の1月22日と書いてございますけれども、「当面実施すべきごみ減量・リサイクル施策」ということで、

中間答申をまずいただいております。中間答申をいただいたものに加えまして、「手数料あり方検討部会」の報告等々を踏まえて最終的にいただいたのが、この先ほどもご説明した6月の最終答申といった形になっております。

こういった形で、非常に一昨年から昨年にかけて、大阪市のごみ行政は非常に転換期でございまして、その間、非常にお忙しいことかと存じましたけども、非常に詰めた形で審議会に議論いただきまして、答申をいただいて、その結果、今現在、工場の検討計画についても一定の「報告書」が出されたと、これはまた後ほどご説明いたしますけども、そういった形で今、大阪市としては進んでおるといったこととさせていただきます。

この答申の本体につきましては、先ほど「概要」のほうでご説明いたしましたので、説明のほうは割愛させていただきますので、もしお時間があれば、分厚いですが、また見ていただけたらと思います。

引き続き、申し訳ございませんが、そういった形でいただきました6月の答申を踏まえまして、7月には私ども、先ほど申し上げましたように、「110万トン」という目標値を設定いたしまして、今現在その目標値に向けた具体的な施策を基本計画といった形でまとめておるといところです。

今、お手元の1枚もの、こういった形でお配りしておるかと思いますが、見ていただきますと、「処理基本計画の概要」、「素案の概要」といったことと、ご説明させていただきます。これ、現在、先ほど局長のご挨拶にもございましたように、1月中、パブリックコメントにかけておきまして、最終的にはそれといただいたご意見も踏まえまして、2月中には案といった形で策定していきたいと考えておるものでございます。

「素案の概要」でございますけども、「計画目標量」、2つ目でございますけども、先ほど申し上げました「110万トン」ということで、平成19年度を基準としておりますので、それから比べますと、38万トン、25%の減といった形になります。それから、もう1個別の見方をいたしますと、平成3年度がごみ処理量のピークといったこととさせていただきますので、そのピーク時から考えますとだいぶ時間はたっておりますが、107万トン減で49%の減でピーク時からのごみの半減といったことを目指す内容になってございます。「計画期間」につきましては、「22年度から27年度まで」ということで、ちょっとイレギュラーでございます

けども、6年間の計画目標、計画期間といったことでの目標を立てさせていただいております。

右のほうのグラフをちょっと見ていただきますと、上のほうの斜線を入れております、例えば、94なり68、斜線の部分でございますけども、この斜線の部分が事業系のごみを表してございまして、「事業系のごみ」についてはこの27年度までに26万トン減量、率にいたしまして28%減量したいと考えております。それから、下の「家庭系」につきましては、52万トンから40万トンということで12万トン、23%の減量を図りたいなということで、先ほども何回か申し上げておりますように、大阪市、事業系のごみが6割を占めるという特異な都市でございまして、やはり、事業系に若干シフトした形での減量目標といった形で、今回定めさせていただいているところでございます。

その「基本方針と主な取組」ということで、簡単にレジュメで書いてございませぬけども、やはり目標としますのは、市民・事業者・大阪市の連携・協働によって3R、特に上流と言われております2Rの対策を推進していくといったことが、主な方針になってございまして、今回は基本方針として、5つの基本方針を定めさせていただいております。前回の基本計画では4つでございましたけれども、今回新たに1つ加えてございまして、5つの基本方針を定めてございます。

まず、基本方針1については、「3Rの推進」ということで、「環境教育」などをやっていくといったこと、それからポイントになりますのは、その下の菱形にございます「焼却工場搬入の適正化」といったことで、やはり「産業廃棄物の適正処理ルートへの誘導」といったこと、それともう1つは資源化可能、例えば紙ごみですね、この「資源化可能物の搬入禁止」措置についても検討していくといったことが、この中にうたってございます。それから、右のほうを見ていただきまして、「費用負担の適正化」ということで、手数料等々の見直し、それから「市役所におけるごみ減量の推進」ということで、率先垂範ということではございませぬけれども、大阪市におきまして1つの事業所として、徹底してごみ減量に努めていくといったことが、この基本方針1の中に書かれてございます。

それから、次に基本方針2としまして「連携と協働の推進」ということで、家庭系のごみにつきましては、市民、NPO等々と連携いたしまして、特に書いておりますように、「ごみゼロリーダー」を私ども市内に約4,000名の方に委嘱

しておりまして、この方々とも連携強化を図りながらごみ減量を進めていきたいといったこと書いてございます。それから、事業系のごみについてはその右のほうを見ていただきますと、やはりまだ、ごみとして排出されている中で適正区分・適正処理がまだ十分ではないといったことがございますので、「適正区分・適正処理の推進」を図っていくと、普及啓発並びに規制的手法ですね、先ほど申し上げました工場における展開検査等々の規制的手法も用いまして、適正区分・適正処理を推進していくといったことで考えてございます。

それから、次の基本方針3としまして、「環境への配慮」といったこと、これが今回の基本計画で新たに入れました基本方針の柱の1つでございます。「環境への配慮」ということで項目を1つ起こしまして、中身としましては、「廃棄物処理事業全般における環境負荷の低減」、収集輸送、処理、処分といった形での廃棄物処理行政がございますけども、それぞれの段階においてできる限りの環境負荷の低減を図っていくといったことを書いてございます。それから、「焼却余熱エネルギーの有効利用」といったことで、最終的にはやはりごみとして燃やさなければならない分については、サーマルリサイクルといった形でのエネルギー回収を積極的に行うといったことが書いてございます。

基本方針4は、「効率化の推進」ということで、効率的運営といったこと。

それから、基本方針の5については、「適正処理の推進」といったことで、1つは左に書いておりますように、出てきましたごみについては適正に処理処分する必要がありますので、これを安全かつ安定した形でやっていく体制の維持といったものが要といったこと、それからもう1つは大阪市の、先ほど申し上げました、「配置整備計画検討委員会報告書」の趣旨を踏まえまして、施設整備についても、具体的に申し上げますと老朽化した工場の建替え等々、それから一方では、工場の廃止もございますけども、そういったものについても具体的に実施していくといったことが、この計画の中に書かれてございます。

あと、最後になりますけども、「計画の進行管理」といったことで、PDCAサイクルなり、基礎調査の実施といったことが、この基本計画の素案の中に書かせていただいております。

これが、この次にお手元でございます「一般廃棄物処理基本計画（素案）」の概要でございます。

本来ですと、この審議会にあたりまして、この処理計画の素案を詳しくご説明するところですが、やはり時間の関係もございますので、ちょっと端折った形でざっと見ていただきますと、まずめくっていただきまして、1ページは、「ごみの概況」ということで、ごみ量の推移といったことでして、先ほども申し上げましたように減量施策も進んでおりますし、一方では景気の低迷の影響といったこともありまして、ごみについては平成3年をピークに徐々に下がっておる、減少が続いているといったことを書いてございます。一方、人口のほうは上の折れ線グラフで書いておりますように、横ばいかやや微増といったことが大阪市の現状でございます。

次の2ページ、見ていただきますと、特に下のほうのグラフ2でございますけれども、これは「ごみ処理量の推移」といったことで、焼却工場の検討にあたりまして特に必要になります焼却量の推移でございます。特に、平成3年あたりに上に黒く385と、38万5千トンといったことで書いてございます。これは、当時はまだ大阪市、海上への直接埋め立てが残っておりましたので、直接埋め立て分がまだ平成10年あたりまで残っておるということでございます。現在は全て焼却処理といったことになっておりますけど、そういった形でごみを処理する量についても確実に減ってきておるといったことでございます。

3ページの上は、「ごみ組成の推移」ということで、組成分析の結果を年度ごとに並べてございます。簡単に申し上げまして、一番上の台所ごみといったものは、やはり減少傾向にあるといったこと、それから一方でプラスチック類がやはり増加傾向にあると、それから紙類といったものが、過去からもそうなんですが、いまだに4割くらい、紙類の組成が大きく占めているといったことが、これは他都市でも同じような状況かと思えますけども、大阪市でもこういう状況が見られます。それからその下の「ごみ処理状況」につきましては、先ほど20年度でご説明いたしましたので、同じような形になってございます。

それから、4ページは飛ばさせていただきますして5ページ、この間「3Rの推進」に向けてやってきたこと、施策についてやってきた大きなものについて書かせていただいております。

1つは、一般廃棄物の収集運搬許可業者さんの搬入手数料の改定といったのを、平成18年の9月にさせていただいております。具体的に申し上げますと、10kg

当たり 29 円（事務局訂正：40 円 50 銭）だったものを 58 円にまで上げさせていただくといったことで平成 18 年の 9 月にさせていただいております。

それから次に粗大ごみの有料化を、平成 18 年の 10 月にさせていただいております。

それから 1 つ飛ばさせていただいて、特定建築物の指導対象を拡大といったことで、小さな面積の事務所・ビルについても指導対象に入るといったことを、平成 19 年の 4 月にやってございます。

それから、「中身の見えるごみ袋」による排出指定制度を本格的に導入したのが、平成 20 年 1 月からで、よくマスコミ等々で、大阪市は黒いごみ袋でもそのまま出して行って良いというのは、この 20 年 1 月からはそういうふうにはなっていないといったことでございます。

こういった形で、あとその下の菱形 4 つについては、先ほど申し上げました「政策推進ビジョン」の施策でございますので、この間、大きな施策でございますけれども、こういったものについて導入を図ってきたということでございます。

それから、ちょっと端折らせて頂きますけれども、10 ページをご覧くださいますと、今回の基本計画の「基本方針」といったことで、先ほど書いておりますように、「3R の推進」から 11 ページにわたって、5 つの原則が書いてございます。

特に、先ほど申し上げましたように 3 番の「環境への配慮」については、やはり「3R の推進」によって資源の循環利用を進めていくと、そうしたことによって温室効果ガスの排出を抑制することが緊急の課題になっているという認識のもとに、廃棄物処理のあらゆる段階の過程におきまして、環境負荷の低減に努めるといったことを今回重点的に掲げておるということでございます。

次に、13 ページをご覧くださいたいのですが、「計画目標」といったことで書いてございます。簡単に、下に今回の計画の概要が、図 3 ということで図示されております。まず、平成 19 年度実績と平成 27 年度計画で、ごみ量そのものはほとんど変わっておりません。ただ、下に「人口」と書いておりますけれども、私も持っておりますマスタープラン等々によって、この 27 年度までの人口増といったものが一定見込まれておりますので、その人口分は増えるであろうということを想定いたしまして計算しておるんですが、ごくわずかなため、総量自体はほとんど増えないと、19 年度から 27 年度のごみの総量そのものは計算しました

けど、ほとんど増えないといったことを前提に、「3R推進量」といったことで、発生抑制・再使用、それから資源化といったことを進めることによって、ごみの焼却量を減らしていこうということの計画を、図示させていただいております。

次の14ページ、見ていただきますと、それぞれ、「3R推進量（減量化量）」はどういった形になる、その下の「ごみ処理量」はどういった形になる、それから、15ページにいきますと、「最終処分量」はどういうふうになっていく、ということで、それぞれ数字を、頭の数字でございませうけれども、書かせていただいております。ただ、ここでちょっとお断りさせていただかなければならないのは、もちろん、この「3Rの推進」につきましても、我々細かいデータに基づいて、件の施策と減量効果等を積算してはじいておるんですけども、これの中身につきましては、現在編成作業中でございます22年度の予算、それから特に手数料等々につきましては、今後の政策的判断にかかる部分が多々含まれておりますので、詳細な説明については現時点ではちょっと控えさせていただきたいということで、頭の数字だけのご説明で、中身についてはちょっと細かくコメントできませんが、そういった形で大枠としてこういう形の計画ということでご理解いただきたいと思います。

それから、特にこの基本計画の中でコメントさせていただいたほうがいいのは、19ページ下の「費用負担の適正化」で、「ごみ処理手数料の見直し」といったこと、これは先ほども申し上げましたように審議会の中に検討部会を設けていただきまして、集中的に審議していただいたものを土台に、いただいた提言に沿った形での表現にしております。ただ、これについても、今申し上げましたように現在我々検討中と言いますか、調整中でございますので、明確にこうするといったことについてはここには書けておりませんが、こういったスタンスで臨んでいくといったことで書かせていただいております。

まず、最初の「ごみ処理手数料の見直し」については、やはり処理コストとの乖離があるということ、それから他都市と見てもやはり低い水準にあるといったことで、やはりこれについては一定の見直しが必要ではないかといったことで、ちょっとどういう水準かといいますと、21ページご覧いただきますと、まず上のほうは、「政令指定都市におけるごみ処分手数料」ということで、政令指定都市の10kgあたりの処分にかかる手数料を並べさせていただいております。大阪

市、先ほど申し上げましたように、10キロあたり58円といったことをございまして、他都市と今現在の状況で見ますとやはりまだ低い水準にあるといったこと、それから、下のグラフは、「大阪府下の人口10万人以上の都市との比較」でございすけども、こちらのほうで見ましても大阪市は、箕面、池田市に次いでまだ低い水準であると、こういったことがやはり事業系のごみの減量がなかなか進まない原因の一因ではないかといったご指摘もございまして、このへんについて見直しを図っていく必要があるということをございます。そういうふうにございます。

それから、22ページ、見ていただきますと、「事業系ごみの10kg未満無料規定」につきましても、やはり事業系のごみということでございすので、原則はやはりゼロからの有料化といったことが原則ではないか、「排出事業者責任の徹底」といったこと、それから「受益と負担の公平性の確保」といったことで、やはり排出者に負担を求めるべきといったことがございすけど、ただ、10kg未満、簡単に言いますと非常に零細な方々、小さな事業をされておられるところの事業所ということがございすので、与える影響も非常に大きいということがございすので、引き続き我々として慎重に検討しておるといったところをございます。

それからその下に、「有料指定袋制度」といったことで、これも答申いただいた部分の重要な点でございす。これにつきましては、今現在の処分手数料の負担の仕方では、排出事業者が直接負担感がないといったことをございすので、直接排出事業者の方々に負担感が見える形での施策といったことで、これは有料指定袋といったことの導入が提言されてございす。こちらについても、今現在どういった形でやっていけばいいのかということをございすので、慎重に検討しておるといったところをございます。これについても、また何らかの形での回答を出していく必要があるというふうにございます。

それから、23ページご覧いただきますと、これは先ほどの処分手数料とは違いますが、今一般に家庭系ごみの有料化といったことで他都市も進んでおりますが、「家庭系ごみの有料化」について大阪市がどういうスタンスであるかといったことが、この23ページの上のところに書いてございす。この最後のところに書いてございすように、やはり、これは市民生活に及ぼす影響が大きいといっ

たこと、それから税と手数料の二重取りといったような議論があると、いろいろ書いてございますけど、とりわけ、大阪市では家庭系ごみはここ数年減量傾向が続いておりますし、それから環境省のデータ等見ましても、他の政令指定都市と比較しても家庭系のごみはそれほど多くないという現状がございますので、今現在の時点で、ごみ減量施策として「家庭ごみの有料化」といったものに取り組むべきかどうかといったことについてはいろいろと議論がございまして、現時点では引き続き検討を続けるといったことでの内容で書かさせていただいております。

あと、ポイントになりますのは、先ほど概要の中でご説明申し上げましたようなところがポイントになってございますので、またこちらのほうも申し訳ございませんが、時間がございましたらお目を通していただいて、現在パブリックコメント中でございますが、一度ご一読いただければというふうに思っております。

時間長くなりますけれど、最後にこれはお話させていただかないといけません、「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会について」ということで、A3の2枚ものでお配りしております資料をご覧くださいと思います。

先ほども申し上げましたように、前回の6月の答申に基づいて、7月に平成27年度までに110万トンという目標を定めました。この、目標を定めたのを受けて、中断しておりました「検討委員会」が8月に再開されまして、審議が進められて去年の11月でございますけども、最終的にこの形で報告書が出されたということでございます。この報告書の抜粋でございます。

まず、この検討委員会の考え方の流れでございますけども、1番で、「ごみ焼却工場の処理能力と建替え計画」ということで書いてございます。ごみの処理量が110万トンといったことを前提に考えますと、ごみ焼却場は余力、季節変動等々もございますので、余力を10%ということ考えてございまして、110万トンということであれば処理能力については10%の余力を加えて121万トン処理能力を確保すれば焼却が可能ということになるといったことでございます。

下の表-1を見ていただきますと、今現在、老朽化が進んでる3つの工場、上に霞がかかっておりますけども、森之宮・港・大正の、当面建替えを急がなければならぬこれらの3工場を除いても110万トンということであれば、残る7つの工場で焼却は可能といったことが出てございます。ですから、必要な処理能力は121万トンに対して、この老朽化した工場以外の7工場、126.8万トンの処

理能力がございますので、上の3つについては廃止が一応可能といったことの結論になるというようになってます。

ただ、その下、今度は図-1なんですけども、とは言ってもですね、一方で住之江工場以降について、7工場以降についてやはり、時期が来れば建替えなければならないということでございますので、その建替えがすぐにでも、もう住之江工場が上の表を見ていただきますと、どうしても20年経っておりますから、この7工場についてもじきに建替える時期が来るといったことがございますので、この住之江・鶴見・西淀・八尾あたりまでは、もうすぐに一定の判断をしていかなければならないというような時期に来ております。ですから、この7工場稼働体制でいくとしましても、この住之江以下の工場についてもすぐに建替えなければならないということになりますと、やはりこの、17.8万トン、まあ、平均しますと17.8万トンくらいですが、日量600トンぐらいの処理能力の工場について、一旦止めなければならない、その止めてる間の処理能力をどこかでカバーしなければならないということになりますので、先ほど申し上げた上の3つの老朽化工場については、1つ建替えて、その住之江以降の工場が、建替えるときに停止するにあたっての処理能力をカバーする工場として考えてはどうかということで、この図-1は示されております。

それから、右のほう見ていきますと、今度は、「ごみ焼却工場の配置計画の基本的な考え方」ということで、いくらかこの配置を考えていくにあたって前提条件がついておりますが、1つは先ほど申し上げた、10%の余力が必要といったことと、新たな用地の取得は行わないといったことで、大阪市は土地もございませんし、土地を取得しますと非常な設備投資になってしまう、多大な負担になってしまいますので、現状の焼却工場の用地を基本に考えなければならないといったことと、ただ、そういったことを前提条件にしながら、焼却工場としてはできるだけ市内に分散して配置されることが望ましいということと、「検討委員会」からは結論としていただいております。その理由は、点々で困っておりますように、やはりごみというのは発生源に近いところで処理するほうが、輸送効率、それから環境負荷といった点では有利であると。それから、やはり地域間の公平を考えた場合に、大阪市内のどこかに工場が偏在してあるといったことはやはり望ましくないであろうといったこと、それから、震災時等々、災害時における処理

体制の確保、危険負担ということ考えた場合に、一カ所に集中してあるのはやはり望ましくないといったこと等々ございまして、分散配置といったことが一定の結論として出ております。

それから、その四角の下に書いておりますように、大阪市はもう1つ八尾工場を持ってございまして、この八尾工場については、八尾市との行政協定で持っております、大阪市の外に唯一ある工場といったことございまして、この工場についてもやはりごみ減量は進んでおりますので、地域内処理といったことを原則として考える場合は、やはり将来的には大阪市としては必要なくなるであろう、必要ない方向で考えるべきではないかと、八尾工場についてはそういう考え方で整理しましょうということになったということございまして。

それで、3番目の「確保すべき処理能力」ということで、先ほども申し上げましたように、住之江以降の建替えのために600トン、年間17.8万トンですけども、古くなった工場をどこか建替えておく必要があると、建替えてカバーする必要があると、それから将来的には八尾工場についても、今現在持っておる処理能力についても見直しをしていく必要があるといったことで考えますと、下のほうの図になりますが、17.8万トンとそれから、八尾工場を止めた場合の、止めると言いますか、八尾工場の能力を切った場合の能力で4.6万トン必要になりました、トータル22.4万トンのごみ処理能力を将来的に確保する必要がある。これは、日量に直しますと760トンということございまして、概ね日量800トン程度の量がやはり必要ということで、簡単に申し上げますと、この22.4万トンを将来的に確保できるような形で建替えのパターンをいろいろ考えなさいということの提言がされました。

次のページ、見ていただきますと、そういう前提条件の下でどういう選択肢があるのか、ということがこの「(4)」に書いてございまして。「(4)」の右の表-3でございまして、日量800トンの処理能力を確保するための選択肢」ということで4つ、大きく分けまして3つなんですけども、4つの選択肢を掲げてご議論いただきました。

1つは「選択肢①」ということで、これは森之宮工場はもう建てないといったことが「選択肢①」で、あとはその不足する800トンについては港工場と大正工場の建替えでいきましょうというのが、この「選択肢①」でございまして。

それから「選択肢の②」は、森之宮工場の現敷地で建替えた上で、港工場はどうしても敷地が狭くて、書いておりますが 300 トンの工場しか建替えができないという現状がございますので、残りの足らない 400 トンについては大正工場のほうで確保しようといったことで、「選択肢②」ということで書いてございます。

それから「選択肢の③」はですね、これは森之宮工場を別途新たに建替えるための用地を、我々もう実はすで取得済み、森之宮工場の現用地の道路を挟んだ向かい側ですね、用地を確保してございまして、その新たな整備計画用地で建てた場合はどうなるのかといったことで考えた場合が「選択肢の③」でございまして、整備計画用地で 500 トンの新森之宮工場を建てるという前提の下に、そうすればあと 300 トンが必要になりますので、例えば港工場で 300 トンとろうか、それか大正工場で 300 トンとったらどうなるかといったことで、合計 800 トンの処理能力を確保して、それで今現在持つておる用地の中で絵を描ける範囲が、大きく分けてこの 3 つの選択肢ということで、それぞれシミュレーションをしていったということでございます。

そのシミュレーションをするにあたっての前提条件と言いますか、比較検討の項目でございますけども、これ見ていただきますと、いろいろございます。上から 3 つは大体ごみなり、環境に関係した部分でございまして、その下の 4 つについては、例えばエネルギーの有効利用、それから普及啓発、それから跡地利用といったことで、通常ちょっとごみ処理の観点以外からですね、いろんな観点から先ほど申し上げましたように都市計画等の観点も含めてですね、いろんな観点から議論をいただきまして、こういった形での検討項目も交えて、いろんな形でいろんな角度から検討していただいたということでございます。

こういったことで最終的にどういった結論になったかと言いますと、「(6)」でございまして、「比較検討のまとめ」ということで、まず、最初に「選択肢①」として森之宮廃止、「選択肢②」、「③」として、森之宮を何らかの形で建てるといったことで比較した場合には、やはり森之宮工場を何らかの形で建てたほうが優位ではないかというような結論をひとついただいております。その理由はその下に書いておりますように、市内におけるごみ焼却工場の分散配置ということで、市内中心部に唯一ございます森之宮工場についてはいろんな面から考えた場合に

やはり、分散配置といったものを考える場合には、特にやはり必要な工場であるといったこと、それから市内の中心にございますので、その収集作業に伴います環境負荷、それからコストといったものが周辺地区にあるよりも安くつくであろうといったこと、それからまた、エネルギーの有効利用といった形で、その森之宮工場の周辺の住宅等々に対して、いろいろな形でのエネルギー活用をさせていただくといった形で考えたときに、あの位置に工場があるといったことは非常に優位ではないかといったことで、エネルギーの有効利用といった観点、それから普及啓発といった観点からも、市内中心部の工場といったものが望ましいのではないかといったことで、1点結論をいただいたということ。

今度、その次に「選択肢②」と「③」の比較になりますが、今度は「選択肢の③」よりも「選択肢②」のほうが優位であるといったことで、先ほど申し上げました新たに取得しております整備計画用地に建てるよりも、現森之宮工場の用地に建てたほうが優位ではないかといったことでいただいております。その理由が書いてございますが、1つ目はやはりコストの問題でございます。これはかなり事務的な問題になるんですが、当然、森之宮工場の現在の工場を建替えるにあたりましても、現工場の解体撤去が必要になります。それで、現工場の敷地で現工場を解体撤去して、その上に新たな工場を建てる場合は、今の国の制度では交付金が出るといったことでございます。ただ、この新たな整備計画用地ということで場所が移動してしまいますと、今ある工場の解体撤去をする場合に対する交付金が出ないといったことが、今特にダイオキシン等々の問題がございまして解体撤去に非常な費用がかかるといったことで、交付金を得るか得ないかといったことは非常に財政に及ぼす影響が大きいということがございます。こういったこともございまして、現地建替えがやはり財政的な面では優位ではないかといったことが言われております。それから、もう1つは周辺地域との関係並びに跡地の活用等の点で優位ということで、現森之宮工場の用地は狭く、跡地の利用といったことも難しゅうございますし、ましてや売却といったような形にはなかなかならない、これは財政状況を勘案してのことなんですけども、売却等にはなかなかならないということですけど、新たに持ってしております整備計画用地ですとこちらのほうはかなり広くて、現森之宮工場の倍ほどの面積がございまして、それからぶっちゃけて言いますと有効利用も可能ですし、場合によれば売却といったこと

も可能ということで考えておりました、そういったことで考えますと、どの用地を使って、最終的にどの用地を処分していくのかということを考えて場合にも、現森之宮工場の敷地に建替える方が優位ではないかといったことでの一定の方向性がこの検討委員会の報告といった形で示されたといったことでございます。

この「報告書」に基づきまして、我々今現在、森之宮工場の建替え、それからあと、廃止すべき工場、実は南港工場という工場については既に平成20年に1つ廃止しておるんですけど、もう1つ廃止すべき、廃止を検討する工場としては港工場を廃止の方向で検討するべきかということ考えておりました、そういった形で今、今後の焼却工場の整備配置計画、大阪市としての大きなプランをもって施策を進めていきたいというふうに考えておるといったところでございます。

非常に長くなりましたけども、この間審議会がなかなか開けなくて、時間がかかりましたのは、こういったことをこの期間の間に集中して、本来ですと、昔ですと何年にもわたって議論を続けておったような内容について、この1年間ちょっとの間で詰めて議論をして一定の結論を出してきたといったことございまして、皆さんには非常にご迷惑をおかけしたんですが、こういったことの状況の中で、今日の審議会の開催になったということでご理解いただきたいということでございます。私のほうからは、長くなりましたけども以上でございます。

○藤田会長

ありがとうございました。多分、「なにわ」ともあれ・・・という、実際はこれ、平成18年には基本で確か郡嶋先生、高月先生がまとめられたと思うんですが、そのあたりから、1つの大阪市のごみの処理基本計画というのがずっと流れてきておりました、最後に現在、パブリックコメント中ですというこの案ですね、これを説明していただいたのが1点と、それともう1つは、前回の審議会でも緊急諮問ということがありましたように、建替えの問題につきましても、非常に簡潔に説明をしていただいたということでございます。

現実では本日、このご報告をお受けして審議会としては終わりということですが、時間もうちょっとありますので、何か事務局にご質問等がございましたら、ちょっと時間をとって、少し理解不足のところを補うというふうな形でしたいと思いますが、何かございますでしょうか。委員の方々から。

○藤田会長

よろしいですか。質疑ということではなく、理解を深めるという意味でのご質問で、というふうにお伺いしておりましたが、もし、無いようであれば、今パブリックコメント中ということもありますし、審議会の委員の方々には素案計画の中では、答申では、「120 万トン以下」が「110 万トン」という非常に厳しい目標値を掲げられている、厳しいと言うよりは、より高々と理想を掲げられてこれから減量に向かって進まれるということ、それから多分、大阪市に住んでおられる方にとっては、ピーク時からいきましても焼却炉がいくつか減っているという、非常に望ましい形での街になっているというふうに思います。

もし、何も無ければ、一応本日はこれで終わりということですので、事務局のほうから何かお知らせ等々ございましたらお願いしたいと思います。

○山崎課長代理

はい。本日は、委員の皆様には年始のお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。

ご連絡事項ということでございますが、先ほどの「大阪市一般廃棄物処理基本計画（素案）」については、パブリックコメントを経まして、まとめましたら委員の皆様にお送りさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、次回の審議会の開催の日程についてでございますが、予算市会の日程等の関係で、多少日が空くことになるかもしれませんが、これにつきましても改めて、ご連絡させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後 3 時 45 分